

第1条 共通規定の制定

2011年度オートボリスインターナショナルレーシングコースで開催される2輪競技会において、各競技会に共通した項目をまとめた本共通規定を遵守しなければならず、また、主催者、競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第2条 大会名称

- 1) 九州モーターサイクルフェスタ2011 In オートボリス（全日本ロードレース選手権シリーズ第7戦）
- 2) SUPER2&4RACE（全日本ロードレース選手権シリーズ第4戦）
- 3) 九州ロードレース選手権シリーズ
- 3) ONE&TWOフェスティバル
- 4) オートボリス3時間耐久オートバイレース

第3条 主催者及び連絡先

(株)オートボリス
オートボリス倶楽部
主催者住所
〒877-0312
大分県日田市上津江町上野田 1112-8
TEL:0973-55-1111

第4条 開催場所

オートボリスインターナショナルレーシングコース
(4,674km 右回り)
大分県日田市上津江町上野田 1112-8

第5条 開催日程、開催クラス並びに申込期間

開催日	競技会名称	受付～最終〆切り日	耐久	ONE&TWO	九州ロード						会場
			OPEN	OPEN	JSB	ST600	ST600	J-GP3	ST250F	KST250F	
		参加料	N	N/1	I/N	I	N	I・N・F・J	N・F・J	I・N・F・J	
3月27日	2011九州ロードレース選手権シリーズ第1戦	2月27日～3月13日 17,500円/ST250F・13,500円			-	○	○	○	●	●	HSR
4月17日	2011九州ロードレース選手権シリーズ第2戦 ONE&TWOフェスティバル春の大会	3月20日～4月3日 16,000円/ST250F・12,000円		○	○	●	●	○	●	●	AP
6月4・5日	SUPER 2&4 RACE (フォーミュラニッポン・全日本第4戦ST600)	4月26日～5月6日 ST600・・・20,000円			開催クラス Fn・ST600						AP
7月10日	2011九州ロードレース選手権シリーズ第3戦	6月12日～6月26日 16,000円/ST250F・12,000円			-	○	○	○	●	●	HSR
7月31日	2011九州ロードレース選手権シリーズ第4戦 オートボリス3時間耐久オートバイレース	7月1日～7月12日 16,000円/ST250F・12,000円/耐久・30,000円	○		○	●	●	○	●	●	AP
9月9・11日	九州モーターサイクルフェスタ2011inオートボリス (全日本ロードレース第7戦・ASIA)	8月2日～8月11日 JSB/30,000円・その他/20,000円			開催クラス JSB・J-GP2・J-GP3・GP-MONO、ASIA・ST600・UB115						AP
10月16日	2011九州ロードレース選手権シリーズ第5戦 ONE&TWOフェスティバル秋の大会	9月18日～10月2日 16,000円/ST250F・12,000円		○	○	●	●	○	●	●	AP

※ST250F クラスに KST250F (国際ライセンス・非公認車両走行可。)の混走クラス。昇格ポイント対象外、シリーズランキング有り。
※オートボリス大会・・・ONE&TWOフェスティバルと同時開催。混走クラス有。
※混走クラス・・・別章典、別タイトル。

第6条 参加資格

ライダー

- 1) 当該有効なMFJ競技ラインセンスを所持している者。
- 2) ライセンスは参加申し込みの時点で当該年度に有効なMFJライセンスでなければならない。
- 3) 20才未満のライダーは親権者の承認を必要とし、その証明として参加申込書の該当欄に親権者の署名、印鑑登録されている実印の印鑑の捺印、印鑑証明書(承諾書提出日より3ヶ月以内のもの)を受けて提出しなければならない。

ピットクルー

- 1) 当該有効なMFJピットクルーライセンスを所持している者。
- 2) 走行中のライダーに対し、ピットサインを送るピットクルーは指定のクレデンシャルパスをつけ、ピットサインエリアでサインボードを表示することができる。入場できる人数については各大会特別規則による。
- 3) ピットサインを送るためにピットサインエリアまで出入りする際には最短距離で横断し、ピットイン及びピットアウトする車両に十分注意するとともに車両の走行を妨げてはならない。
- 4) 車両に対する作業を実施できる人員は参加申込み時点で登録した者に限られ、他チームや他の車両に対する直接の作業や作業の補助などの応援は一切許されない。但し、特別な事情により、他の車両に登録済みのピットクルーを当該ピット作業人員として登録する場合は書面にて大会審査委員会の承認を得なければならない。
- 5) 参加申込が受理された後にピットクルーを変更する場合は、公式予選日の参加受付までに競技会事務局に届けなければならない、変更の際には変更手数料1,000円が必要。参加申込時のピットクルー数に追加することはできない。

第7条 参加申込

- 1) 参加申込は各大会特別規則書に決められた締切日までに**参加申込書・車両仕様書**を漏れなく正確に記載し、**参加料・保険料**を添えてオーガナイザー宛に提出されなければならない。FAX等での申込みや参加料が不足している状態は**参加申込みが完了したとは認められない。**
- 2) 参加申込み台数が規定決勝出走台数より多い場合は、「参加申込書・車両仕様書・参加料」を完全な状態で提出された中から先着順で受け付け、規定決勝出走台数に達したところで申込みを締め切る。また、前回までの参加成績及び実績等を考慮し申し込み受付が出来ない場合がある。
- 3) エントラント、ライダーおよびピットクルーは参加申し込みに際し、参加申込用紙の誓約文に署名しなければならない。
- 4) 参加申込書発送の証明は受理の証明として認められない。
- 5) 正式受理後に参加取り消す者には参加料の返金はない。
- 6) 参加を拒否された者に対して参加料が返還される。

第8条 受理書、クレデンシャルパス並びに車両通行証

- 1) 参加申込が正式に受理された参加者には「正式参加受理書・クレデンシャルパス・通行証・公式通知・その他」が郵送される。
- 2) 正式参加受理書同封物には指定登録されたライダー、ピットクルーなどのクレデンシャルパス(身分証)が郵送される。又、クレデンシャルパス並びに通行証の有効期限は当該競技会日のみとする。但し、全日本ロードレースシリーズAP大会のパス有効日は大会特別規則又は公式通知に示す。
- 3) 参加者のサービスクー(トランスポーター車両も含む)は、大会組織委員会が交付する車両通行証を車両のフロントウィンドに貼付しておくこと。この車両通行証は「パドック内留め置き許可車両」としても取り扱うので注意すること。但し、全日本ロードレースシリーズAP大会についてはARTとの協議の上決定される。
- 4) 参加者・ライダー・ピットクルー等は大会組織委員会から発行されたクレデンシャルパス(身分証)、車両通行証は常時、明瞭に確認できる様、必ず携帯もしくは貼り付けておかなければならない。
- 5) 車両通行証は原則として参加車両1台につき1枚とする。
- 6) 交付されたクレデンシャルパス、車両通行証は他に貸与したり転用してはならない。
- 7) クレデンシャルパス、車両通行証を紛失、破損等した場合は大会事務局にて手続きを行い再交付を受けること。但し、再発行手数料2,000円を必要とする。
- 8) クレデンシャルパス、車両通行証を偽造した場合は失格を含む罰則が科せられる。

第9条 主催者の権限

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ライダー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) ライダーに対して指定医師による健康診断を要求し、競技出場の健康上の資格について最終決定することができる。
- 3) 競技車両番号の指定、ピット割当などにあたっては各参加者の優先順位を決定することができる。
- 4) 賞典を適宜に追加することができる。
- 5) 大会スポンサーの広告を競技車両に貼付させることができる。
- 6) やむを得ざる理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。但し参加料・参加申込書・車両仕様書が完全に揃った状態で提出され、競技会事務局長によって受理されたものに限る。
- 7) すべてのエントラント、ライダー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像、レース結果などに関し、オーガナイザーは報道、放送、出版などの権限を有し、主催者が許可した場合、この権限を第三者が持つこともできる。

第10条 ライダーのエントリー、変更並びにダブルエントリー

- 1) 受理書発送後のライダー変更は認められない。
- 2) ライダーの同一競技会の他クラスへのダブルエントリーは認められるが、一つの競技がもたらす次の競技への影響については一切考慮されない。
- 3) ダブルエントリー車(同一車両)を同一競技会の複数クラスに使用する場合、いずれのクラス車両規定に合致していること。尚、同一車両を複数のライダーが使用することはできない。(耐久レースは除く)
- 4) ダブルエントリー車で、一つのクラスの車両保管中に他のクラスに出走する必要が生じた場合には、競技監督の許可を得て他のクラスに出場すること。又、その車両の部品交換が生じた場合は、その都度、車検長に前もって申し出て検査を受け、部品交換後、再度検査に合格しなければならない。

第11条 チーム名

- 1) チーム名は20文字以内とする。20文字を超えるものは削除または短縮する。(プログラム掲載は20文字全記載、タイミングモニター、リザルトでは切れる可能性があります。)
- 2) 参加申込み時点で登録したチーム名を変更する場合は変更手数料 1,000 円と必要書類を添えて競技会事務局長宛に提出すること。
- 3) スポンサー名等を含むチーム名は参加申込みの車両名登録の際、所定の欄に記入して競技会事務局の了承を得なければならないが、オーガナイザーが発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書類や場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。
- 4) 公序良俗に反するものであってはならない。

第12条 参加者の遵守事項

- 1) エントラントは自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲストに対して諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故についてその最終的責任を負わなければならない。また、チーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲスト自身も同様にそれぞれの責任を負うものとする。
- 2) 競技出場の義務
参加が正式に受理されたエントラントはチーム監督、ライダー、ピットクルーとともに必ず競技会に出場する義務を負うものとする。尚、エントラント本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名することができる。代理人は当該レースに出場する資格を有していなければならない、書面をもって競技会事務局長の許可を得なければならない。
- 3) 施設に対する損害賠償義務
エントラントは自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲストなどがオートボリスの施設、器材、備品、消耗品、車両などに損害を与えた場合や消耗した場合はその原因の如何を問わず補償の責任を負うものとする。
- 4) ベット類及び16才未満の者のビットエリアへの出入りは禁止される。
- 5) 競技車両及びオーガナイザーが特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所においても自動車登録番号(ナンバープレート)のない車両などの使用は禁止される。
- 6) エントラント及びライダーなどのチーム関係者は競技監督及び審査委員会によって事情聴取などを受けるか、もしくは受けた場合は指示があるまでサーキットを離れてはならない。やむを得ない理由により代理人を残す場合は審査委員会の承認を得なければならない。
- 7) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し、言動を慎むものとする。
- 8) 薬品などによって精神状態をつくろってはならない。また、酒気を帯びてはならない。
- 9) 許可された区域以外での喫煙が禁止される。
※当該喫煙者に対して大会期間中のパドック内への立ち入りを禁止される場合がある。
- 10) オーガナイザーや大会後援協力者、審査委員会、サーキット従業員など大会関係者の名誉を傷付けてはならない。
- 11) 使用したビットは終了後清掃し、使用済みタイヤ、部品、廃油等はパドック等に放置せず、参加者が必ず持ち帰ること。
放置した場合は不法投棄とみなし、罰則が適用される。
- 12) 競技会期間中、コンクリートウォール上デブリフェンスへの立ち上がりや、乗り越える等の行為を一切行ってはならない。

第13条 参加車両

- 1) 参加車両については個々の大会特別規則にて規定される。
- 2) 車載カメラ搭載を希望するエントラントは大会期間の公式車検終了前までにパドック内車検場へ所定の書式を提出し、公式車両検査にて取付に関する車検長の許可を必要とする。又、撮影された映像は個人鑑賞に限られ、その他の使用に際しては大会組織委員会並びにオートボリスの許可を必要とする。

第14条 参加受付

- 1) 参加申込みが正式に受理されたライダーは大会前日または当日に行われる参加受付・書類検査を受けなければならない。受けない場合は出場を拒否される。また遅刻した場合も審査委員会が不可抗力による事情と認めた場合を除き出場を拒否する場合がある。
- 2) 特に指示がない限り、参加受付時に以下の書類を提示すること。

① 正式参加受理書

② MFJエントラントライセンス

③ MFJライダーライセンス

④ MFJピットクルーライセンス

※ ②は全日本ロードレース大会においてエントラント登録されているチーム
- 第15条 公式車両検査
- 1) 公式通知で示されたタイムスケジュールに従って所定の場所にて車両検査を受けること。下記に示すとおり検査物は①～⑦、提出書類は⑧～⑨

① ヘルメット(MFJ公認)

② ヘルメットリムーバー

③ ブーツ

④ グローブ

⑤ レーシングスーツ(MFJ公認) 名前はカタカナで記入。

⑥ チェストガード(胸部保護プロテクター)。レーシングスーツへ脊椎パッドの装着が無い場合、別体の脊椎パッド。

⑦ 競技車両 (アンダーカウルを取り外し、アンダーカウルを持参すること)

⑧ 車両仕様書(記入漏れが無いものを提出)

⑨ ガソリン購入証明書

※ヘルメット等の装備品は複数持込検査可能。

※車検時と異なる車両、装備品をレースに使用した場合は罰則が科せられる。

2) ナンバープレートは2011MFJ国内競技規則付則4. ロードレース競技規則8. 及び9、ゼッケン・ナンバー規定に従うこと。

3) 競技車両番号は公式車両検査、公式予選、決勝レースを通じて保持しなくてはならない。公式車両検査を受けない車両、あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレース参加を拒否される。

4) 競技車両番号の判読が困難であり、不適切であると車検長もしくは計時長、コース長が判断した車両については競技番号の修正が命じられる。これに合わない場合はタイム測定を拒否される場合がある。

5) 車検長は公式車両検査の時間外であっても随時車両等の検査を行う権限を持ち、この検査に応じないエントラントに対しては罰則が適用される。

第16条 フロントゼッケン

1) フロントゼッケンの貼り付け位置については、センターまたは車体左側とする。オートボリス計時がコース左側となる為。(なお、フロントゼッケンを左右に貼り付けることも可能。ただし、左右単独で判別できるよう間隔を取る事。)

第17条 トランスポンダー

1) 大会主催者より参加受付時に配布される「トランスポンダー」を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合には出走を認められない。

2) 理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合、1個につき50,000円が主催者より請求される。

3) 取り付け方法は、トランスポンダーの丸穴を上側にし、発信器ホルダーを使用し取り付ける。取り付け場所は、可動部品に干渉せず、発信する電波を妨げない部位に確実に固定すること。

第18条 燃料規定

1) 参加車両が大会期間中に使用できる燃料はオートボリス内ガソリンスタンドで販売されている下記3)の性状のガソリンとする。

2) 燃料をピット内に貯蔵する場合はスクリュューキャップのついた金属製携行缶2缶を用い、ピット内貯蔵は別段の規定がない場合は 40L以下とする。また、参加者は3kg以上の消火器を必ず用意しなければならない。

3) 性状表 (2011/2 現)

銘柄	プレミアムガソリン	レギュラーガソリン	
密度(15℃)	0.748g／cm ³	0.7264g／cm ³	
オクタン価(リサーチ法)	99.6	90.0	
オクタン価(モーター法)	87.0	—	
蒸気圧(RVP)	86.3	86.3	
蒸留性状℃	初留点	26.0℃	23.0℃
	10%	43.5℃	41.0℃
	50%	83.0℃	85.0℃
	90%	149.0℃	167.5℃
	終点	178.5℃	202.5℃
	残油量	0.5%	0.5%
実在ガム	1mg/100ml 以下	1mg/100ml 以下	
銅板腐食(50℃ 3 時間)	1	1	
酸化安定度	480 以上	480 以上	
鉛分	検出されない	検出されない	
硫黄分	0.0001%	0.0007%	
ベンゼン	0.6%	0.4%	
メタノール	検出されない	検出されない	
エタノール	0.5%以下	0.5%以下	
灯油分	1%以下	1%以下	

MTBE	0.5%以下	0.5%以下
芳香族分(FIA)	42.0%	26.0%
オレフィン(FIA)	21.0%	16.0%
色	オレンジ系	オレンジ系

4) 燃料には添加剤やその他の気体・液体・固体を混入したり、オクタン価を高めたり、燃料の性質を変えるような装置を取り付けてはならない。

第19条 ライダースブリーフィング

1) 全てのライダーは公式通知によって示されたおの各々対象となるブリーフィング時間、並びに場所に集合しなければならない。遅刻・欠席者に対しては罰則が科せられる。

2) 上記1)に定めた者及び審査委員会が認めたもの以外の入室または出席は認めない。

3) 競技監督は必要に応じ、ブリーフングを開催することが出来る。その場合は適切な方法で開催場所・時間を告知され、該当者は全員出席する事。欠席者等の扱いは上記1)の扱いとなる。

第20条 ピットボックス及び作業エリア

1) メンテナンスなどの理由により複数の車両を同一ピットで使用する希望がある場合は参加申込み時にその旨を競技会事務局長宛に書面にて提出しなければならない(電話等での連絡は無効)。尚、希望のない場合は競技車両番号によりピットボックス並びにピット作業エリアを割り当てる。

2) 電気消費量の多い器具はピット内電源の使用を禁止する(1 ピットあたり 15 アンペアまで)。それ以上の消費量が必要な場合は各自で電源を用意すること。ピットエリアにおける火気の使用は禁止する。

3) ピットではブラシ式モーター付き機器の使用や電動工具による切削研磨作業等、火花が発生し発火の危険性を伴う機器の使用および作業は禁止される。

第21条 スタート前チェック

実施は、各大会で発行される公式通知に記載される。
尚、公式車両検査、転倒等で指摘、改善・修正命令項目がある場合、スタート前チェック実施の際はスタート前チェックにて再車検、スタート前チェックが実施されない際は、指定された時間までに再車検を受け出走許可を得なければならない。

第22条 走行中のライダーの遵守事項

ライダーは2011年MFJ国内競技規則第3章14「競技参加者の遵守事項」はもちろんのこと、下記に示した項目も遵守しなければならない。
走行中のライダーは次の各項を大会期間中の公式予選・フリー走行・決勝レース全てにおいて、守らなければならない。

1) 公式車両検査に合格した装備品の確実な着用。

2) コース走行は右回りとし、如何なる場合も逆方向に走行してはならない。

3) ショートコースの短絡路、サービスロードなどの規定外の走行路を走行してはならない。

4) コース上でのグリーン上カットなどは危険な状態を回避する場合を除いて行ってはならない。

5) 走行中コントロールを失った車両、あるいは走行路外に出た車両が本コースに復帰する時は本コース走行車両が優先することを遵守し、後続車両など他車の妨害にならない様、安全を確認しなければならない。

6) 車両をコースに沿って押し進めたり、決勝ラインを越えて押し進めたりすることは許されない。

7) 競技中、事故あるいは故障などにより以後の走行の権利を放棄(リタイア)する場合はその旨を最も近い競技役員に報告しなければならない。その後ライダーはガードレールの外、もしくはコンクリートウォールの上に避難しなければならない。理由もしくは時間の如何を問わず、競技役員に報告することなく、そのライダーがコース上において一時的にも車両から離れた場合、レースを放棄したものとみなされる。尚、ライダーが負傷その他やむを得ない事情で報告することができない場合は競技役員の判定で放棄したものとみなされるが、この判定に対する抗議は受け付けられない。

8) 緊急の際、競技中に救急車、消防車、競技役員車、レッカー車などサービス車両がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐停車したり、競技役員がコースに立ち入る場合があることをライダーは承知していなければならない。

9) ライダーが自己の意思に反して、またはその他の理由により、やむを得ず車両を停止した場合には当該車両をできるだけ速やかにトラックから移動して後続車両の支障とならないように配慮しなければならない。ライダーが単独で車両を移動できない場合には競技役員がこれを援助することができる。再スタートの方法は、競技役員が安全な場所へエンジンを停止状態で移動後に再スタートができる。再スタートの条件は車両に搭載されたスターターで始動するか又は自力でのエンジン始動ができること。

10) 走行中のライダーまたは権限を与えられた競技役員を除き、ピット及びスターティンググリッド以外に停止している車両に触れることは許されない。

11) 何らかの理由の為にレーシングスピードで本線を走行できない場合は、進路方向左側を常に走行し、手または足などで後続のライダーにスロー走行していることを示さなければならない。

12) スタート練習は、指定されたスタート練習区域がない限り、一切行ってはならない。

第23条 公式シグナル

2011MFJ国内競技規則書付則4. ロードレース競技規則4. 公式シグナルを遵守しなければならない。

第24条 コースへの進入

1) ピットアウト車両はピットロード出口の信号機に従ってコースインしなければならない。信号機は以下のように表示する。

公式予選の場合(緑または赤灯のみ表示)

① 緑灯＝メインストレートの車両に注意しながら各自の責任においてコースインすること。

② 赤灯＝コースイン不可

決勝レースの場合(黄、赤灯または無灯)

① 無灯＝コースインできる。

② 黄灯＝メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。

③ 赤灯＝コースイン不可

※セーフティカー(車両標記はSAFETY CAR)導入の場合は本規定30条3)セーフティカー導入に従うこと。

2) コースインする際はピットロードとメインストレートとを分離するホワイトラインをカットしてはならない。

3) コースイン後は第一コーナー先まではアウト側(コース左側)を走行し、本コースメインストレートを走行してきた後続車両の走路妨害をしてはならない。

4) ピットアウト車両はエンジン始動の際、ピットエンドまではピットクルーの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。

5) ピットアウト車両はピットインしてきた車両に優先権があることを承知しなければならない、また競技役員の指示に従ってピットアウトしなければならない。また、ピットアウトする場合は手または足などで合図を行うこと。

第25条 ピットロードへの進入

1) ピットインする場合は最終コーナーより走行ラインをコース左側にとり、後続車に手または足などで合図を行った後、安全を確認して最終コーナー立ち上がり 25 番ポスト前付近のピットロード入り口のホワイトライン(白色実線)を横切ることなくピットインすること。

2) ピットロードはピット作業エリア(コンクリート部分)と走行路(アスファルト部分)とに分けられ、さらに走行路は黄色実線とサインエリアの間を「ファストレーン(走行レーン)」、黄色実線と白色破線の間を「補助レーン(加減速レーン)」として区分けする。ピットイン／ピットアウト車両はファストレーン(走行レーン)を走行することを原則とし、決して補助レーン(加減速レーン)や作業エリアを走行してはならない。

- 3) 自ピット作業エリアに停止したらエンジンを停止させること。尚、ピットクルーの1名は必ず誘導に当たることを怠ってはならない。
- 4) ピットイン車両及びライダー、ピットクルー等は他の車両の通路を妨害してはならない。
- 5) ピットインの際に自ピットを通り越した車両はエンジン停止後に競技役員の了承を得て、その指示に従って当該車両のピットクルーによって後ろ向きに押し戻し、自ピット作業エリアにつけることができる。如何なる場合も逆走してはならない。
- 6) 大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は60km/h以下とする。違反した場合には罰則を科す場合がある。決勝レース時における違反1回に対してストップ&ゴーペナルティ1回とする。この制限速度に違反した場合、ストップ&ゴーペナルティの手順が繰り返される。但し、レース終了までにペナルティが消化できない場合、競技結果に30秒又はそれ以上の加算をする場合がある。

第26条 ピット作業

- 1) ピット作業エリアに出て作業につくことが許されるのは本規定6条(ピットクルー)に示す通り、参加申込みで登録された者に限られる。また大会特別規則等で作業人員をさらに制限される場合はそれに従うこと。
- 2) 競技車両がピットインした場合、当該車両のピットクルーは自ピットのピットエリアで作業することができる。但しピット作業の場合を除いて、当該車両の部品や工具、燃料補給器具を作業エリアに置くことは禁止される。
- 3) ピット作業エリアで作業中の車両に対して当該ライダーが車両から離れて作業を行うこともできる。但し、各特別規則等で作業人員を制限されている場合はその人数を越えて作業を行ってはならない。
- 4) ピット停止車両は如何なる場合もエンジンを停止させなければならない。
- 5) 作業終了後は地上に置いてある全ての工具・部品・タイヤ等をかたづけなければならない。
- 6) ピットボックス内、ピット作業エリアでの発火を伴う装置あるいは高温を生じる装置の使用は禁止される。
- 7) ピットボックス内に燃料を貯蔵する場合は消防法及び各大会の特別規則等に合致しなければならない。
- 8) ピットボックス内へ競技車両を移動した場合、決勝レース中においてはリタイヤとみなされる。

第27条 公式予選

- 1) 予選方法は2011MFJ国内競技規則付則4. ロードレース競技規則15に準拠する。尚、全日本ロードレースJSBクラスについては公式通知に示す。
- 2) 公式予選の義務周回数は定めない。
- 3) 計測はコースイン2周目から開始される。
- 4) チェッカーフラッグが表示された後に計測された最終周回タイムは有効とする。
- 5) 予選通過基準タイム

全日本選手権 JSB・GP-MONO	上位3名の平均タイムの110%以内
全日本選手権 ST600・JーGP2・JーGP3	トップタイムの110%以内
九州ロードレース選手権・ONE&TWO	トップタイムの120%以内 (ONE&TWOの場合通過基準参考タイムとなる)

- 6) 大会審査委員会は不可抗力によって予選通過基準タイムをクリアできなかったライダーに対して各大会の特別規則に示される決勝出走台数(グリッド数)を超えない範囲で特別に決勝出走を認めることができる。但し、暫定結果発表後30分以内に嘆願書を大会事務局に提出すること。又、決勝レース出走を大会審査委員会は審議の上、決定する。尚、決勝出走が許可される場合にはグリッド表にて発表される。
- 7) ウェイティングの資格を有する者はウェイティング嘆願書を提出した者の中で予選での上位3名までとする。但し、予選が複数組で行われた場合、総合予選結果順位3名とする。
- 8) 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰上げ出場は認められない。

第28条 決勝グリッド

- 1) スタート方式はクラッチスタートとする。但し、耐久レースは除く
- 2) スターティンググリッド
- ①1列に3台とし、各列交互に配列される。
- ②階段状グリッドを使用する。
- ③ポールポジションは最前列左側とする。
- ④スタート合図はグリッド前方左側スタートタワー(NGKタワー)シグナルライトもしくは日章旗によって行われる。

第29条 反則スタート

- 1) ジャンプスタートのペナルティは2011MFJ国内競技規則ロードレース競技規則付則4. 18スタートにおける反則に基づく。
- ① 競技結果への30秒、又はそれ以上の加算
- ② ストップ&ゴーペナルティ
- 2) ストップ&ゴーペナルティが科せられる場合、当該ライダーに対して、フラッグタワー(F. C. Cタワー)より**ペナルティボード**が提示される。尚、競技監督の指示により補助として13番ポストから追加表示を行う場合がある。
- 3) 公式通知に示された停止場所へ一旦停車すること。但し、ストップ&ゴーペナルティの提示を受けたライダーが規定の一旦停止を行わなかった場合、失格となる。
- 4) ペナルティが表示されてから3周回以内に規定どおりにペナルティが実行出来なかった車両については、失格とする。
- 5) 同時に複数の違反が発生した場合、予選タイムに基づきタイム順に停止指示の**ペナルティボード**を出す。**ペナルティボード**は複数同時に提示する場合がある。
- 6) ストップ&ゴーペナルティが実行される前に赤旗中断で再レースとなった場合、再レース開始後停止することを要求される。又、レース終了までにペナルティが消化できない場合は競技結果に30秒加算、又はそれ以上の加算の場合がある。但し、3周末満で赤旗中断され、レース無効となった場合にはこのペナルティは消滅する。ペナルティを終えていないまま再レースのスタートでもジャンプスタートをした場合には当該ライダーは失格となる。※ジャンプスタート以外の反則に対してストップ&ゴーペナルティが適用される場合には上記手順が用いられる。
- 7) ペナルティは当該ライダーのピットクルーにペナルティボード並びに競技役員、ピット放送にて通達される。
- 8) 反則スタートの判定に対する抗議は一切受け付けられない。
- 9) セーフティカー導入の場合、第30条 4)、に基づき実施される。

第30条 レースの一時停止(赤旗・フルコースコーション)

- 1) 競技監督は安全上の理由によりレースを一時中断することができる。その場合2011MFJ国内競技規則ロードレース競技規則付則4. 23に基づき次の2つの方法のいずれかを選択することができる。**当該レースの結果は前の周を終えた時点**でのものとされる。したがって、結果はレースを続行していたライダー全員が、赤旗が提示されずにフルラップを完了した時点でのものとされる。
- ① 赤旗
- ② セーフティカーが介入してレースを一時中立化し、スロー走行で先導している間に事故処理を行う方法
- 2) 赤旗提示
- ① 全てのポストから赤旗提示される。
- ② ライダーはただちにスローダウンし、ピットロードへ戻らなくてはならない。
- 3) セーフティカー介入時
- ① 競技監督の決定により、レースを一時中立化するためにセーフティカーが使用される。セーフティカーは、競技参加者またはオフィシャルが危険

な状況ではあるがレースを中断するほどではない場合に使用される。セーフティカーとは、オレンジライトとグリーンライトを装備し、車両後方に「SAFETY CAR」(以下セーフティカー)と書かれた車両のことを言う。

- ② 全てのポストからホワイトクロス旗(赤地に白い斜め十字の入った旗)と **SC**(セーフティカー)と書かれた白いボード(以下 **SC** ボード)が提示され、セーフティカーの活動が終了するまで保持される。
- ③ レース中、セーフティカーはオレンジ回転灯を点灯させながらピットロードからスタートし、レース先頭車両の位置に関係なくトラック上に合流する。
- ④ セーフティカーの後方に隊列を作って整列し低速にて走行する。セーフティカーからの追いつきの合図がない限りトラック上でのすべての追いつきは禁止される。
- ⑤ セーフティカーが活動中の各周回は、レース周回として数えられる。
- ⑥ セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方につき、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続ける。(なお、1台より多いペーサーが活動している時は、当該セーフティカーが受け持つ区間にいるすべての車両がその後方に整列するまで。)一旦セーフティカーの後方についたら、レース先頭車両(またはその区間の先頭車両)は車両5台分(10m)以内の車両距離で続き、残りの車両はできる限り詰めて隊列を保たなければならない。このとき競技車両同士及びセーフティカーの追いつきは、以下の場合の例外時を除き厳禁とされる。

(例外)

- ・セーフティカーから合図を受けた場合。(グリーンライト点灯にて合図する場合がある。)その際、1台ずつ確認しながら追いつきを行う。
- ・前方を走行する車両がトラブル等で隊列について行けず、そのライダーから合図を受けた場合。(トラブル等により隊列について行けなくなったライダーは、ラインを外した後続車に合図しなければならない。)
- ⑦ セーフティカーは事故処理が終了し、尚且つレースの先頭車両が、セーフティカーの直後につき、残りの車両がさらにその後方に整列するまで走行を続ける。
- ⑧ 競技監督から指示があった場合、セーフティカーと先頭車両の間にいる車両に対しセーフティカーのグリーンライト等を使ってセーフティカーを追いつくよう合図する。その際、1台ずつ追いつく合図を確認し追いつく事。合図により追いつきをした車両は最大の注意をもって走行し、他の車両を追いつかず、すみやかに再度セーフティカー後方の車列につく。
- ⑨ 特定の状況下では、競技監督はセーフティカーにピットレーンを使用することを要請できる。この場合、セーフティカーはセーフティカーのイエローライトが点灯している事を条件として、全車はセーフティカー後方に続いて追いつきをすることなくピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のガレージエリアに停車する事が出来る。
- ⑩ セーフティカー後方に一旦先頭ライダーが付いた後、先頭ライダーがピットインした場合、先頭ライダーの次に位置するライダーをリーダーとみなし、そのままの隊列で周回を継続する。
- ⑪ セーフティカーが活動中、競技車両はピットインし各自のピット作業エリアに停車してよいが、セーフティカー導入中にピットアウトする場合は、ピット出口のグリーンライトが点灯されている間のみトラックに再合流することが許可される。トラックに再合流した車両は、セーフティカーに続く車列の後方に到達するまで車両を追いつくことなくすみやかに走行する。
- ⑫ この間スベアマシンとの交換は認められない。
- ⑬ 競技監督が次のコントロールライン又はスタートラインからレースの再開を決定したら、セーフティカーはオレンジライトを消灯する。この時点でセーフティカー後方に並ぶ先頭車両が走行ペースを決定する事が出来る。セーフティカーはその週の終了時点でピットレーンに入る。セーフティカーがピットレーンに進入すると同時に、全てのフラッグマーシャルポストからホワイトクロス旗と **SC** ボードは一斉に撤去される。競技再開はスタートタワーのシグナルライトがグリーンライト点灯されることで合図され、同時にフラッグマーシャルポストではグリーンフラッグが振動表示される。ただし、各車両は、**スタートライン(ピットレーン含む)を通過するまでは、追いつき禁止とされる。**
- ⑭ セーフティカーが活動中にレースが終了した場合、セーフティカーは最終周回終了時にピットに入り、競技車両は追いつくことなしに通常通りチェッカーフラッグを受ける。

4) セーフティカー導入中のペナルティー

セーフティカー導入時または導入中にペナルティーの提示は行わない。なお、セーフティカー導入前にペナルティーを掲示された場合は、セーフティカー導入中のペナルティーの消化を認める。セーフティカー導入中にペナルティーを消化しなかった場合及び通告のみのものへ、セーフティカー活動終了後あらためてペナルティボードの掲示が行われる。なお、残り周回数不足でペナルティーを消化できなかった場合、最終結果にタイム加算される。

5) 赤旗の手順

ケース1: トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周末満しか走行してないことを結果が示した場合、当該レースは無効とされ、再レースとして行われる。もし再レースのスタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言される。但し、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの2/1が与えられる(小数点以下2桁は四捨五入)。

ケース2: トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周以上、しかし本来のレース距離の3/2未満(小数点以下切捨て)であった場合、レースの最終結果は複数のレースの周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合、最終レースの周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。もしレースの再スタートが不可能な場合、1回目のレース結果でレースは完了とし、ポイントは正規のポイントの2/3(小数点以下2桁は四捨五入)が与えられる。

ケース3: トップのライダー及びトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の2/3(小数点以下切捨て)を走行した場合、当該レースは完了とみなされ、ポイントはフルに与えられる。

6) 赤旗再スタート手順(関連上記4)

- ケース1: ①全てのライダーがスタートできる。
- ②マシンの修理・給油ができる。
- ③登録され車検に合格しているスベアマシンに交換できる。(全日本選手権)
- また、「2011MFJ国内競技規則ロードレース付則4. 12. 出場車両ならびにマーキング部品の変更」の規定は適用されない。
- ④グリッドポジションは本来のレースと同じ
- (ジャンプスタートのペナルティー対象者およびスタートデレイドの原因となり最後尾グリッドへ移動したライダーは元のグリッドにもどる)
- ⑤再スタートできないライダーのグリッドはそのまま空席とする。
- ⑥周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
- (スタートデレイドにより周回数が減算されていた場合、周回数の減算を取り消し、元のレース周回数とする。)
- ⑦転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- ⑧スタートの手順は通常にサイティングから始められ、再スタート可能な選手がスターティンググリッドについたことが確認された段階で「ウオームアップ開始5分前ボード」が提示される。

ケース2: ①前回のレースでトップの周回数の75%(小数点以下切捨て)を走行しているライダーだけが再スタートできる。

- ②第2レースが開催される前に、第1レースの結果が公示されなくてはならない。
- ③マシンの修理・給油ができる(耐久を除く)
- ④転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- ⑤登録され車検に合格しているスベアマシンに交換できる。(全日本選手権)
- また、「2011MFJ国内競技規則ロードレース付則4. 12. 出場車両ならびにマーキング部品の変更」の規定は適用されない。
- ⑥2レースの周回数は、本来のレース距離を満たす為に必要な周回数とする。(前回のレース結果の周回数に基づく)
- ⑦グリッドポジションは第1レースの結果に基づく。

⑧レースの最終結果は、複数のレースの周回数を合算し、最大数の周回ライダーが優勝者となる。周回数が同数の場合、最終レースの順位が優先される。

7) 赤旗解除後の再レース
競技監督の承認を得た競技役員の再レースについての指示に従うこと。又、レースコントロールより指示・諸注意が出されるので注意すること。

第31条 レース終了
1) 各レースに定められた周回数を終了した時点でトップ車両からチェッカーフラッグが振られる。
2) 各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ車両がゴールしたのち**5分間**を経過したときである。
3) チェッカーフラッグを受けた車両は、減速と追い越し禁止を厳守しコースを1周してピットロードに進入し、競技役員の指示に従うこと。但し、全日本ロードレースAP大会については公式通知並びにブリーフィングにて示す。
4) チェッカーフラッグが表示された時点でピット出口は閉鎖される。
5) トップを走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

第32条 順位認定
1) 規定距離(スタート遅延等でレース距離が短縮された場合はそのレース距離)を最短時間または最長距離で走破した車両が第 1 位として順位が決定される。
2) 写真判定が用いられる場合には勝者の決定はフロントホイールの先端がフィニッシュラインを最初に通過した者とする。
3) ピットロードではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同一周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位とする。
4) チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同一周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位とする。
5) 完走者は「優勝者の周回数の75%(小数点以下切捨て)以上を走行したライダー」
6) 得点は2011MFJ国内競技規則第3章競技会「27公式得点」によって与えられる。(ONE & TWOレースは除く)

第33条 仮表彰
1) レース終了後、最大上位6名のライダーに対して仮表彰が行われる。尚、場所については公式通知に示す。
2) 仮表彰を拒否したライダーは賞典を受ける権利を放棄したとみなされる。

第34条 レース終了後の車両保管、再車検
1) 原則として各クラス上位6台が車両保管場所に一定時間内保管される。それらの車両は審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場で保管される。
※出走台数により賞典が制限される場合、その台数分を車両保管する。
2) 車両保管場所への出入りは担当の競技役員のみ許されるが、競技監督の許可がない限り、いかなる者も保管中の車両に手を触れることは禁止される。
3) 決勝レース終了後、車検長が指定した車両は再車両検査(分解整備ができる工具等を持参し)を受けるものとし、大会審査委員会、競技監督はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。尚、**再車検を拒否した場合は最大失格までの罰則が科される。**

第35条 賞典、賞典の制限
1) 各大会特別規則書又は公式通知に示す。

第36条 抗議
1) 抗議は抗議料を添えて書面で競技監督に提出するものとする。
●抗議料(1項目につき)10,000 円
●ガソリンおよびタイヤに関する抗議料 100,000 円
2) 抗議を行う場合には抗議対象とする箇所または内容を具体的に記載しなければならない。
3) 抗議によって必要となった車両の分解に要した費用はその抗議が否決された場合には抗議申請者が、抗議が成立した場合は抗議対象者が支払うものとする。車両の分解などに要した費用は車検長が算定する。その算定内容についての疑義等は一切受け付けられない。
4) 車検員または車両検査委員の決定に関する抗議は決定直後に提出しなければならない。
5) 公式予選に関する抗議は公式予選暫定結果発表後 30 分以内になされなければならない。
6) レース中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は決勝レース暫定結果発表後 30 分以内になされなければならない。
7) レース結果に関する抗議は決勝レース暫定結果発表後 30 分以内になされなければならない。
8) 上記項目以外については2011MFJ国内競技規則第3章30. (抗議)に示す。

第37条 大会役員の責任
参加者、ライダー及びピットクルーは主催者・大会役員・競技役員及び係員が一切の損害賠償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。
すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーの負傷・死亡及び競技車両の損害に対して主催者・大会役員・競技役員及び係員は一切の補償責任のないことをいう。

第38条 本共通規定の解釈
本共通規則の解釈、及び判断に混乱が生じた場合、FIM国際スポーツ憲章、及びMFJ2011国内競技規則書に基づいた大会審査委員会の解釈を最終のものとする。

第39条 その他
本共通規則に示されていない事項はMFJ2011国内競技規則書に基づく。

第40条 本規則の施行
本規則はオートボリスロードレースにおける全ての大会に適用されるものであり、2011年1月1日より施行する。